

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年5月30日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内 容	
1	発生時期・場所	令和6年2月4日 午前10時30分頃 高山市岩井町914番地（飛騨高山スキー場駐車場）	
	事故の概要	駐車場誘導員の転倒による駐車中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (ボンネット)
	被害総額・市の過失割合	—	161,117円・100分の100
	賠償金	—	161,117円
	内 訳	保 険 金	161,117円
		一 般 財 源	0円
	専決年月日	令和6年5月20日 地方自治法第180条第1項	